

令和3年5月16日

関係各位

各競技会担当者様

指導者様

福岡陸上競技協会

会長 佐藤 尚文

「フィールド競技用 シューズの TR5.5 適用 除外 措置について」の福岡陸協の対応

日本陸連から、2021年4月14日付「陸連21発第5-2号」「フィールド競技用 シューズの TR5.5 適用 除外 措置について」が発出されました。これを受け福岡陸協からの解釈を、4月日付で出したところですが、いくつの疑義や解釈のズレが生じましたので、陸連の確認を取りました内容を下記のように整理しましたので、改めてお知らせします。

記

1 福岡県内における競技会は、原則、「フィールド競技用 シューズにおいては、TR5.5 適用 除外 措置」とする。競技会においては、フィールドシューズの点検は、原則、実施しない。

但し、WAに記録を提出、あるいは、WA等の海外の競技会に参加する標準記録等に関わる場合は無効となるため、そのような記録を狙う対象大会を実施する場合においては、TR5.5 を適用し、実施する。(点検を行う。)

また、そのような記録を出そうとする選手は、事前に点検を申し出るか、競技終了後に点検を必ず受けること。当日、手順を踏まなかった場合は、記録は適用除外記録として、国内のみでしか有効とはならない。

実業団・学連・高体連・中体連の担当者は、大会の目的や参加者のレベルを考慮し、福岡陸協担当者とよく協議し、実施方法を検討するとともに、大会要項にそのことを明記すること。

2 TR5.13に靴底の厚さについて規定があるが、フィールド競技以外（長距離用シューズ等）は、適用することが決まっているので、事前に計測し、規定に従ったシューズを使用しなければ、大会には出場することはできない。また、規定外のシューズを使用した場合は、その選手は失格——等全体が無効となるので必ず厳守すること。

《補足》

規定適用除外は、学生（大・高・中）競技者等がシューズを購入した後のルール改訂であるための救済措置である。指導者は、シューズの規定を指導し、逐次、ルール適用内のシューズに変更していくよう指導すること。この適用除外は、2023年3月31日までであることから、新入生などには、規定に適合したシューズを購入するよう指導すること